

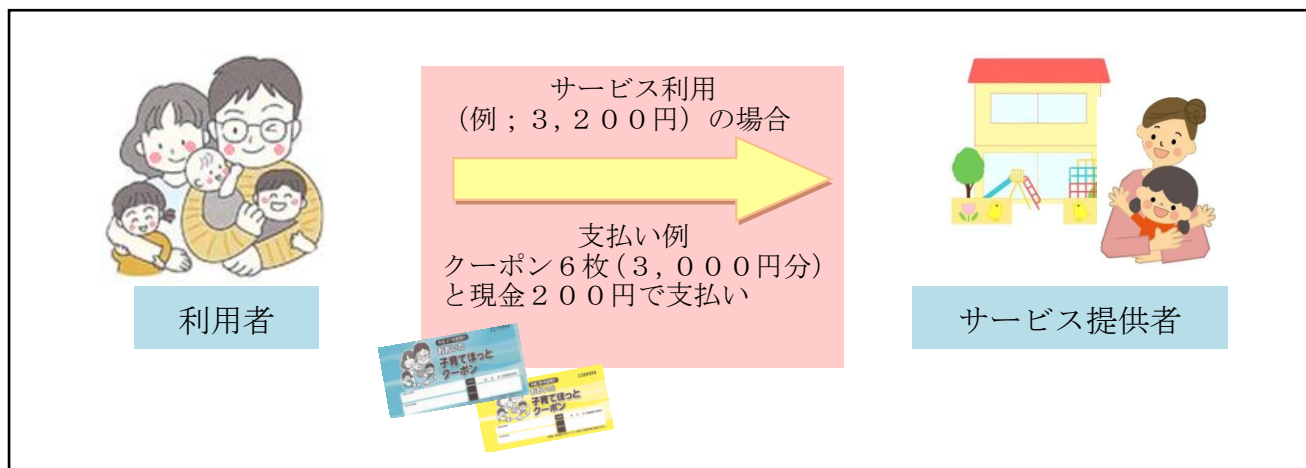
クーポン券の使い方

子育て支援に関するサービスを利用するときの利用料の支払いにこのクーポン券を利用いただけます。利用できるサービスは3ページ以降でご確認ください。クーポン券の使い方は次のとおりです。

①クーポン現物払い

利用料をクーポンを使ってサービス提供者に支払います。

※端数が出たときは現金でお支払いください。



②クーポン償還払い

利用料を現金で支払い、後に佐伯市役所こども福祉課、または各振興局の市民サービス係に請求します。

利用料を現金で支払う場合

- ・市内のクーポン券を利用できる医療機関等以外でインフルエンザの予防接種やフッ化物塗布、母乳マッサージをした場合
- ・市外の医療機関等でインフルエンザの予防接種やフッ化物塗布、母乳マッサージをした場合
- ・市外の児童発達支援センターを利用した場合

窓口にお越しの際、必要なもの

医療機関等の領収書、印鑑、通帳、クーポン券

※請求の申請期限はサービスを利用した日から6ヶ月以内とします。